

政府の統計改革と地方自治体の政策形成力強化の必要性

2017年1月24日の閣議後記者会見で萩生田光一内閣官房副長官は、内閣官房長官から「統計改革の推進について」の発言があったことを報告、2016年12月21日の経済財政諮問会議でGDP統計の精度向上など統計行政の諸課題に対応するため、統計改革の基本方針を決定したことを受けたものとした。本基本方針に基づき、関係閣僚などを構成員とする統計改革推進会議を開催し、「EBPM(Evidence-Based-Policy-Making)」、すなわち政府全体としての「エビデンスに基づく政策立案」の充実、そして国民のニーズの適切な把握と対応の観点から、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備に取り組む姿勢を示している。

質の高い政策形成のスタートラインは、経済社会への適切かつ妥当な観察である。良質の観察を実現するには、統計の質的向上が不可欠となる。この点は、国・地方自治体を問わない。従来の日本の統計体系は、総務省統計局はあるものの、各行政機関に関係統計の作成を委ねる分散型を基本としている。分散型の場合、分野ごとの動向を政策担当機関の専門知識を生かしつつ敏速に把握できるメリットがある一方で、国全体の動向や分野間の比較などの機能が劣位となりやすい問題点が存在する。分散型に対して、ドイツなどでは集中型の体制を採用しており、統計の専門性や体系性を重視し中央統計局的な組織が全てを統括して担うものである。この方式の問題点は、分野別政策担当機関の専門知識を生かしづらく、敏速な国民ニーズの把握などに課題が生じやすい点が挙げられる。以上の分散型と集中型のメリット・デメリットを踏まえつつ、政府統計の進化に向けたビックデータやリアルタイムデータの活用も含めた取組、民間データの活用などを図り、国としての統計インフラを整備することで、エビデンスに基づく政策立案の充実を図る考えである。

以上の取組は、国の政策立案の質を高めるために重要である。しかし、同時に地方自治体の統計力の向上による住民ニーズの把握などの進化を強力に推進することが極めて重要になる。国の統計は国の視点から形成されるデータであり、個々の地方自治体の住民集団・地域特性などを踏まえた視点ではない。国も国の統計の地域単位での組み換えなど地域への情報提供に努めている。そうした努力は、自治体が全国の動向と自らの自治体の動向の比較を展開する上で極めて有用である。しかし、それだけでは、地方自治体の政策立案に資する観察の質は向上しない。地域の特性、住民集団の特性などを踏まえたメッシュ情報やアンケート情報の充実にも努めなければ、地方分権や地域の競争力の充実を図ることには限界が生じる。

自治体経営は、第1に地域の個人あるいは集団としての人間行動とその相互関係に関心を持つことが大前提となる。戦後の中央集権的体質での地方自治体、とくに基礎自治体の政策展開は、国や都道府県の発する情報や政策を多く知り、それを活用できるかが重要なポイントとなっていた。いわゆる、知っていること、国や都道府県からの情報蓄積を重視する構図である。そのため、政策を展開するための基礎自治体の重要な資源である地域の人間行動に関する観察やそれを通じた体系的な情報蓄積が十分とはいえない実態にある。利害関係の政治的な吸い上げ（いわゆる「マッチポンプ」）や声の大きい意見など部分的な人間行動からの情報蓄積はあっても、一般住民、とくに特定の利害関係集団には属さないサイレントマジョリティ（無言の多数）の人間行動への関心、観察は劣位化している。アンケートなどの手法で地域住民のニーズを把握する努力が展開されているが、アンケートの設計・調査に関する質の確保と得た情報の体系的分析に基づく活用が十分でない場合が多い。自治体経営においては、知っていることに加えて生み出すこと、すなわち地方自治体が自ら政策を新たに創造する力が不可欠であり、その力の大前提は地域の人間行動への観察とその蓄積である。地域にどのような資源があり活用に向けていかに組み合わせるのが有効かなど地域の人々を結びつけ、力を発揮してもらうコーディネート機能が重要である。自治体経営のコーディネート機能は、日常の住民生活と人間行動を認識し、そこに潜む課題に対処していくことであり、その前提は、地域への人間行動への観察力であり、国のエビデンスではなく地域自らのエビデンス形成が不可欠である。